

神奈川における災害時要援護者支援の充実に向けて

―東日本大震災の被災者支援の取り組みから―

東日本大震災で被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げます。被災地の復旧・復興が急務とされる中、被災した沿岸自治体で障害のある方々の被害が際立つなど、徐々に被災状況が明らかになってきています。過去の自然災害においても、犠牲者の多くを高齢者が占めたことから、災害時、特に配慮を必要とする方たちへの支援対策が重く受け止められてきました。今号特集では、災害時要援護者支援のしくみについて確認するとともに、東日本大震災にかかる支援活動からみえる、今後の取り組み課題を考えます。

災害時要援護者支援の動向

災害時要援護者（以下、「要援護者」とは、災害時の一連の行動（必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等）を取るのに支援を要する方を指し、高齢者・障害者・乳幼児・妊婦・難病患者・人工透析患者・外国人等が挙げられています。平成十八年三月、国は「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を改訂、翌年三月には「災害時要援護者対策の進め方について」をまとめ、市区町村による要援護者の避難支援の取り組み方針等が策定・整備されるよう働きかけました。

本県においては、平成十九年三月に「災害時における要援護者支援マニュアル作成指針」を改訂し、平常時から要援護者の情報を収集・管理・共有するとともに、要援護者に複数

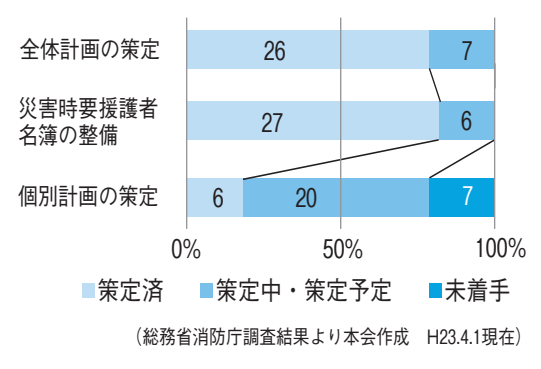
の避難支援者を定めるなど、要援護者一人ひとりの特性に応じた避難支援計画（個別計画）を策定するよう市町村に求めています。しかし現状では、個別計画を策定・更新している自治体は、全体の一八・二％にとどまっています。【下図参照】

要援護者の避難支援者には、家族・近隣住民・民生委員児童委員・ケアマネジャー・福祉サービスマネージャー・要援護者（要援護者同士による支援・助け合い）等が想定されており、その役割は、要援護者への避難情報の伝達や避難誘導、避難所でのニーズ把握等です。

福祉避難所の設置と活用

国の方針では、市町村の要援護者支援の一つとして、福祉避難所の設置・活用を掲げ、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン（平成二十年六月）」をまとめています。

神奈川県内市町村の災害時要援護者支援対策状況



福祉避難所とは、要援護者のために特別に配慮された避難所を指します。災害救助法が適用された場合、都道府県またはその委任を受けた市区町村が福祉避難所を設置すると、おおむね十人の要援護者に一人の生活相談職員（要援護者の生活支援・心のケア・相談支援等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置、住環境や情報伝達機器の整備、支援に必要な紙おむつ等の消耗品にかかる費用について、国の補助を受けられます。

過去の災害では、在宅や一般避難所での生活が困難な要援護者について、福祉施設や病院に搬送する等の対応もみられましたが、受け入れ側には限界があり、福祉避難所の普及が課題とされてきました。福祉避難所として利用可能な施設

東日本大震災にかかる災害時要援護者支援の取り組みから

東日本大震災では、地域拠点である役所が被災、要援護者に関わるデータも全損するなど、想定を超えた被害を受けました。要援護者の基礎情報が失われた状況下、混乱する被災地では、要援護者の状況把握から支援を出発し、本県の福祉関係者も全国のサポートチームと共に、その一翼を担ってきました。

報告1 要援護者の情報集約

(N) 神奈川県介護支援専門員協会は、県内の意志あるケアマネジャーを募り、「かながわケアマネ隊」を結成。第一次活動（四月十一日～五月十一日）として、宮城県石巻市と女川町に派遣しました。支援活動は、石巻市による要援護者の把握（ローラー作戦）への参加